

幕 住 防 環 第 15 号
令 和 5 年 12 月 14 日

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 帯 広 市 西 5 条 南 33 丁 目 11 番 地
氏 名 山 口 重 機 有 限 会 社
代 表 取 締 役 山 口 倫 生

令和5年11月22日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

幕別町長 飯田 晴義



記

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（抜根等）
営業所の所在地及び名称		帯広市西5条南33丁目11番地 山口重機 有限会社
許可期間		令和5年12月18日から 令和7年12月17日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		幕別町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市空港南町南11線西32-1 他 山口重機 有限会社 南町処理場
	その他	① 廃棄物が飛散・流出しないようにすること ② 関係法令を遵守すること ③ 収集車に番号を表示すること